

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 51 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

労働安全衛生法違反－reasonable excuse の解釈

2019 年 5 月 3 日、QLD 州控訴審裁判所は、労働安全衛生法違反を理由に会社の取締役役に懲役 1 年の実刑判決を下した第一審に対し、同法違反を認定する上で、会社が従業員を危険に晒したことに合理的な理由 ("reasonable excuse") があつたか否かの審理が十分ではなかったとして、審理のやり直しを命じました。

被告人は屋根の施工会社の取締役で、屋根の工事中に従業員が転落死してしまった事故を受けて、労働安全衛生法違反に問われて刑事訴追されました。検察は、実務上、転落防止のための柵を設置するのが通常であるのにこれを怠り、reasonable excuse なく従業員を危険に晒したと主張し、一審裁判所はこれを認めました。

しかし、控訴審裁判所は、柵を設置しなかったことに reasonable excuse があつたか否かについて審理と認定を行うべきだとし、特に、会社が代替案として屋根の端で作業する従業員にハーネスを着用させると共に、シザーリフトを柵の代わりとして利用していたことを考慮する必要があると判断しました。

本判決は、従業員の安全確保のために想定し得るあらゆる方策を採る義務までは負わないことを示す一方、同法違反が認定されれば取締役の個人責任が厳しく問われる可能性を示しています。

本稿では、本判決の内容とそれが reasonable excuse の解釈に与える影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

国際カルテルを理由とする A\$19M の罰金（競争法）

連邦裁判所は、航空会社による輸送サービスに関する料金固定カルテルに関して、インドネシアの Garuda Airlines に A\$19M の罰金を命じる判決を下しました(Australian Competition and Consumer Commission v PT Garuda Indonesia Ltd (Remedies) [2019] FCA 786)。罰金額としては史上 2 番目に高い額で、同社がカルテルによって得た利益の額を上回るものです。

本稿では、本判決の内容と実務に与える影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

VIC 州の印紙税制度の抜本改正（税法）

2019 年 6 月 6 日、VIC 州は州税法改正法案 2019 (The State Taxation Acts Amendment Bill 2019) を可決しました。本改正は、これまでのグループ内再編に対する課税免除や不動産の economic entitlement の取得に関するルールを抜本的に変更するとともに、外国居住者 (foreign resident) に対する印紙税率を引き上げるなど、企業再編や不動産開発・不動産投資に対して大きな影響を及ぼす内容になっています。

本稿では、改正法案による変更点の概要について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

企業グループ内複数社の清算人の利益相反（会社法）

会社清算実務に携わる者にとって、同一企業グループ内の複数社の清算人に任命されることは珍しくありません。グループ内取引が行われている場合、清算人は、ある会社のために債権が存在することを主張し、相手方の会社のためにその債権（相手方からみると債務）の有無を判断するという潜在的な利益相反の立場に置かれるリスクがあります。近時の Go Energy Group に関する判決は、この問題について一定の指針を示すものです (Go Energy Group Ltd (In liquidation) [2019] NSWSC 558)。

本稿では、本判決の内容と実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 【第 2 版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されましたので、お知らせします。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

無登録商標のライセンス（知財法）

Kraft 社と Bega 社のピーナッツバターの商品に関する近時の連邦裁判所判決に照らすと、オーストラリアにおいて登録されていない商標（コモンロー上の商標）のライセンス契約は、商標が利用されるビジネスにおける営業上の信用（goodwill）をライセンシーに譲渡しない限り、無効と判断されるおそれがあります（Kraft Foods Group Brands LLC v Bega Cheese Limited (No 8) [2019] FCA 593）。

本稿では、本判決の内容と実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

Brexit 後の英・豪 FTA（通商法）

2019年6月6日、オーストラリア外務省はイギリスとの FTA に関する意見の公募を開始しました。FTA 交渉自体はまだ初期の段階ですが、外務省による意見公募の開始は、Brexit 後も英豪間の自由貿易関係が継続することを前向きに示唆するものであり、イギリスと関連する事業を営むオーストラリアのビジネスに一定の安心感を与えるものといえます。

本稿では、イギリスとの FTA が必要な背景と今後の展望について、Brexit の影響にも言及しながら解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

政府が締結する契約に関する制約理論

政府は、自身の法律上の機能や行政権の行使を制約するような契約を締結してはならないという法規範があります（*fettering doctrine*）。*fettering doctrine* はこれまでもその不明確性や私法上の契約理論との矛盾などを理由に批判されてきました。NSW 州控訴審裁判所の近時の判決は、*fettering doctrine* を理由に契約に拘束されないという連邦政府の主張を認めず、契約の相手方となる政府に対する公共の信頼とのバランスを図ったものといえます（*Searle v Commonwealth of Australia* [2019] NSWCA 127）。

本稿では、この判決の内容と実務に与える影響について概観します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

豪州クイーンズランド州

鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法 2018

加納弁護士が、2019年3月1日に、昨年11月豪州クイーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources（Financial Provisioning） Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクト、および資源業界全体にどのような影響を与えるのかについて解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州企業の買収と運営

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



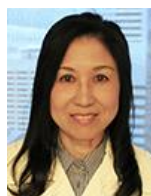
シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 濱田啓太郎
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：khamada@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com